

## 指定管理者候補者選定の概要（港湾施設）

### 1 客船ターミナル等（5施設）【特命】

(1) 指定管理者候補者の名称

東京港埠頭株式会社

(2) 特命理由

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の延期に伴い、次期指定管理期間は、当大会に向けた各種工事及びセキュリティ期間に該当し、各種関係者との調整のほか、安定的な施設管理、きめ細やかな利用者調整、使用が制限される際の臨機応変な対応が求められる。
- ・ このような、安定的な施設管理や利用者調整も含めた臨機応変な対応を行いうるのは、豊富な管理実績及び経験を有する東京港埠頭株式会社以外にない。
- ・ こうした事情から、当施設については、東京港埠頭株式会社を指定管理者候補者として特命選定する。

(3) 選定理由（議事要旨）

- ・ 事業者の財務状況は安定的であり、また、これまでの管理実績から施設の現状・特性等を適切に理解しており、当該事業を遂行していく上での十分な能力を有している。
- ・ 事業計画書において、人件費及び事業費の積算内訳等が適切かつ具体的に記入されており、適切な支出計画と評価できる。
- ・ 事業者は、港湾事業に関する深い知識・経験を有しており、これまでの客船ターミナル管理実績から得られた業務ノウハウをフルに活用した港湾施設の適正な維持管理の実現が期待できる。
- ・ 事業者は、関係者との調整の必要性や周辺に及ぶ影響を理解しており、これまでも大会組織委員会等との調整実績を確認できる。

(4) 候補者の事業計画概要

管理運営に関する基本的事項、人員配置計画、運営管理計画、施設維持管理計画及び施設の使用許可等については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/shiteikanrisya/sentei/index.html>

## 2 竹芝客船ターミナル等（2施設）【特命】

### （1）指定管理者候補者の名称

東京港埠頭・テレポートセンターグループ

《構成》東京港埠頭株式会社（代表者）

株式会社東京テレポートセンター

### （2）特命理由

- ・ 竹芝客船ターミナルは、株式会社東京テレポートセンター等が所有する他の施設と一体構築物として設計・施工されたものの一部であり、警備・防犯・設備管理システムは、同社が施設全体を集中管理しており、施設の構造上、竹芝客船ターミナルのみを分離できない。
- ・ また、竹芝客船ターミナルがある竹芝ふ頭は、伊豆・小笠原諸島との人の往来及び物資輸送の重要な拠点であるとともに、納涼船など多数の船舶が運航されていることから、船舶運航会社等との調整が不可欠であるが、東京港埠頭株式会社は、外貿コンテナ埠頭事業を始め東京港において幅広い事業を展開しており、日頃から様々な船舶運航会社等との関わりが強く、同社に対する信頼も厚い。
- ・ このような、施設のシステム管理や一般来訪者も含めた利用者調整を総合的に行いするのは、株式会社東京テレポートセンター及び東京港埠頭株式会社以外にない。
- ・ こうした事情から、当施設については、東京港埠頭株式会社と株式会社東京テレポートセンターの2者で構成される東京港埠頭・テレポートセンターグループを指定管理者候補者として特命選定する。

### （3）選定理由（議事要旨）

- ・ 事業者の財務状況は安定的であり、また、これまでの管理実績から施設の現状・特性等を適切に理解しており、当該事業を遂行していく上での十分な能力を有している。
- ・ 事業計画書において、人件費及び事業費の積算内訳等が適切かつ具体的に記入されており、適切な支出計画と評価できる。
- ・ 事業者は、港湾事業に関する深い知識・経験を有しており、これまでの客船ターミナル管理実績から得られた業務ノウハウの活用や船舶運航者等との連携・協力体制の構築により、港湾施設の適正な管理運営の実現が期待できる。
- ・ 都の管理運営基準に沿った管理・監督体制が取られており、施設の適正な維持管理が期待できる。
- ・ 客船ターミナル施設の機能充実や賑わい創出に加えて、舟運活性化や利用促進に向けた情報発信など具体的な取組と評価できる。

### （4）候補者の事業計画概要

管理運営に関する基本的事項、人員配置計画、運営管理計画、施設維持管理計画及び施設の使用許可等については、以下のURLをご参照ください

い。

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/shiteikanrisya/sentei/index.html>

### 3 船舶給水施設【特命】

#### (1) 指定管理者候補者の名称

東京港埠頭株式会社

#### (2) 特命理由

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催の延期に伴い、次期指定管理期間は、当大会に向けた各種工事及びセキュリティ期間に該当し、各種関係者との調整のほか、安定的な給水業務を実施するためのきめ細やかな利用者調整、使用が制限される際の臨機応変な対応が求められる。
- ・ このような、安定的な給水業務の実施や利用者調整も含めた臨機応変な対応を行いうるのは、豊富な管理実績及び経験を有する東京港埠頭株式会社以外にない。
- ・ こうした事情から、当施設については、東京港埠頭株式会社を指定管理者候補者として特命選定する。

#### (3) 選定理由（議事要旨）

- ・ 事業者の財務状況は安定的であり、また、これまでの管理実績から施設の現状・特性等を適切に理解しており、当該事業を遂行していく上での十分な能力を有している。
- ・ 都の管理運営基準に沿った管理・監督体制が取られるなど、施設の適正な維持管理が期待できる。
- ・ 事業計画書において、人件費及び事業費の積算内訳等が適切かつ具体的に記入されており、適切な支出計画と評価できる。
- ・ 事業者は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会時に晴海において作業に支障が生じる場合の代替案を提示するなど、安定的な給水サービスの提供が期待できる。

#### (4) 候補者の事業計画概要

管理運営に関する基本的事項、人員配置計画、運営管理計画、施設維持管理計画及び施設の使用許可等については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/shiteikanrisya/sentei/index.html>